ドイツ相対的安定期の対スペイン通商条約交渉における農業利益代表の政治的役割

――ドイツ国家国民党と全国農村同盟を中心に――

岡本勇貴

1　はじめに

ヴァイマル共和国を失敗ばかりと断じる評価を見直す動きは、今もなお盛んである。そのような視点から、第一次世界大戦直後の敗戦と革命による危機、世界恐慌以後の混乱を取り上げた研究は数多く存在するが、その間の「相対的安定期」と呼ばれる時期については注目が比較的弱いように思われる。ヴァイマル期の諸様相を問い直すにあたり、体制の崩壊をもたらしえた諸要因に焦点を当てるばかりではなく、この相対的安定期においてもどのように「安定」を創出・維持する試みがなされたのか、およびその限界について考察する必要があるだろう。本稿ではそのような関心から、ヴァイマル期の保守政党であるドイツ国家国民党（以下ＤＮＶＰ）、および同党と関係が深かった農業利益団体を中心に、一事例として対スペイン通商条約交渉を取り上げる。

従来ＤＮＶＰは、共和国末期にナチ党と協働して民主体制の崩壊を助長したものとして評価されることが多かった。特に一九二八年にＤＮＶＰ党首となった急進派のアルフレート・フーゲンベルクの役割が注目され、ナチ党の躍進を助けたことが強調される。[1] しかし、帝政期の広範な保守派の結集政党として反共和国を掲げ出発したＤＮＶＰは、時々の状況によってその性格を変えてきた。とりわけ相対的安定期のＤＮＶＰは、クーノ・フォン・ヴェスタルプのもとで敵視しているはずのヴァイマル体制に協力するとも見られるような姿勢をとっていた。

近年のヴァイマル期研究では、このような相対的安定期のＤＮＶＰに着目した議論が登場してきている。親体制的なＤＮＶＰへの注目はメルゲルの研究が嚆矢となっており、失業保険など社会保障の議論に積極的に参加し、ヴァイマル体制を承認する共和国保護法に断腸の思いながら賛成するなど、ＤＮＶＰが体制に統合されうる保守主義（トーリ保守主義）たりえたことが彼によって論じられた。[2] リンスによる古典的研究では、ＤＮＶＰは準忠誠的反対派と位置づけられ、民主体制の崩壊過程において重要な役割を持つとされるが、ライテルはリンスとメルゲルの研究を総合し、議会制民主主義の存命には準忠誠的反対派であるＤＮＶＰを議会に組み入れることが重要だったと説く。[3] また、ジブラットは非民主化に対する安全弁としての旧体制エリートに着目し、戦間

期の英独を比較した。[4] ミュラーも経済と民主主義の関係を論じる中でプラグマティックなＤＮＶＰの姿勢を認め、フーゲンベルクが党首にならなければヒトラーの台頭は防げたのだろうかと問いを投げかける。[5] このように、民主体制の崩壊のみならず、その存命においてもＤＮＶＰの意義は注目されている。

ところで、ＤＮＶＰが政治的実践において親体制的となった重要な要因として、農業利益団体の全国農村同盟（Reichslandbund、以下ＲＬＢ）が挙げられなければならない。ＲＬＢはユンカーや大地主が指導的地位にある利益団体で、その前身である農業者同盟（Bund der Landwirte、以下ＢｄＬ）と帝政期のドイツ保守党の関係を引継いで、ＲＬＢもＤＮＶＰに対して政策決定における大きな影響力を有していた。ＤＮＶＰが敵視していたヴァイマル体制での政権参加へと舵を切ったのも、政策の次元で自らの利益を実現させるためにＲＬＢがＤＮＶＰに圧力をかけ、議会主義路線への変更やドーズ案への賛成を促したことが一因であった。[6] こうした観点からの分析によって、反共和国のイデオロギーばかりでは捉えきれない、農業利益代表としてのＤＮＶＰ像を提供することが可能となるだろう。

一九二五年にはＤＮＶＰが初めて連立与党（第一次ハンス・ルター内閣）に加わったが、その時期にはヴェルサイユ条約によって制限されていた関税自主権の回復（同年の一月十日）を踏まえ、各国との通商条約について交渉・議論されていた。当時の外交方針は、賠償金支払いのための工業品輸出を優先し、その代償として農業関税を低く抑えるものであり、農業界はこれに激しく反対していた。農業界の主張は工業界との激しい対立を招き、その対立は政府内でも繰り広げられた。それが特に激しかったのは、フランスやスペインとの通商条約交渉においてであった。対仏交渉は研究の蓄積がある一方、[7] 対スペイン交渉は少ない。スペインは第一次世界大戦で中立国でありヴェルサイユ条約の関税自主権制限に関係せず、交渉に明確な始点がないためか関心を集めていないが、ドイツの外交方針では国際的承認も兼ねて互恵最恵国待遇も目指されており、同時並行して行われた対仏交渉とも関税率交渉が相互に影響しあう側面もあった。対スペイン交渉の詳細な実証研究としては、パンツァーが農工間対立の様相に重きを置いて交渉過程を整理しているが、関心の違いからアクターの一つである政党の内部状況には踏み込んでいない。[8] ＤＮＶＰを主眼とする研究においては、交渉での党の妥協的な姿勢についてデルは例外的だと評価する一方、[9] オーネツァイトは妥結した他国との交渉結果を例に出し、例外とするには議論の余地があると述べる。[10] しかし、両者は対スペイン交渉そのものには踏み込んでおらず、そこから伺える農業利益代表のあり方を評価できているとは言い難い。そこで本稿では、対スペイン通商条約交渉にＤＮＶＰとＲＬＢがどのように関わったかを分析し、それらの政治的実践を「安定」の観点から論じることを目的とする。なお分析には公刊史料である内閣府史料集を主に用いたが、未刊行史料については二次文献より引用したものもある。

2　相対的安定期までの状況

本章では論の前提として、交渉が本格化する以前の状況を説明する。ＤＮＶＰとＲＬＢのそれぞれの前身であるドイツ保守党とＢｄＬは、ともにエルベ以東のユンカーや大地主が主体となっていたものの、ヴァイマル期に新組織へと再編されるにあたって、こうした特徴は変わらぬまま継承されたわけではなかった。

（1）ドイツ国家国民党

第一次世界大戦の敗北やドイツ革命をうけて、一九一八年十一月に広範な保守派が合流することでＤＮＶＰは結成された。合流した保守派は主に次のように分類される。すなわち、君主主義的なドイツ保守党、親ビスマルク路線ゆえにドイツ保守党から分離した自由保守党、全ドイツ連盟や祖国党などの民族至上主義グループ、反自由主義・反社会民主主義を掲げるキリスト教社会派の四つである。[11] こうした多様な右派の統合には、「国民的反対（nationale Opposition）」という理念が用いられた。大嶽の整理によると、それは「革命・共和政・西欧的議会主義、国際主義、社会民主党や共産党がもたらすであろう大衆支配といった一連の事象に対する国民的立場からの反対」と、「国民的基盤に立ったキリスト教の受容」を紐帯とする理念であった。[12] その担い手は党組織に限られず、一九一九年に連合国から講和条約案が出された際、極右ナショナリスト団体である全ドイツ連盟は「国民的反対」のもとに激しく反対を唱え、ＤＮＶＰ内で影響力を拡大した。こうした理念を訴えた結果、一九一九年の国民議会選挙での得票は約三〇〇万票のうちエルベ以西の地域が約六割を占めており、左派による「ユンカー政党」という非難に反して全国の保守・反共和国派の支持を獲得できていた。[13]

全国に拡大したのは支持者だけではなかった。ＤＮＶＰの党員は一九一九年時点で三〇～四〇万人であったが、一九二三年までに九〇万人に増加した。その後は漸減していくものの、一九二八年には六九万人を数え、党員の増加に伴って党組織も全国的に拡大した。[14]

（2）全国農村同盟

政党が拡大したのと並行して、農業団体の側も同様の拡大をすることになる。ＲＬＢの前身であるＢｄＬが結成されたのは一八九三年、帝国宰相レオ・フォン・カプリーヴィによる農産物輸入関税の引下げに反対したユンカーや大地主が、保護関税要求のために団結したことに端を発する。ＢｄＬはドイツ保守党と結びついてカプリーヴィへの攻撃を強めていき、その影響はカプリーヴィの失脚、自由貿易の強化に基づく「新航路」外交の頓挫にまでに至った。カプリーヴィの退陣後もＢｄＬによる保護関税要求は続き、一九〇二年には当時の帝国宰相の名を冠した「ビューロ関税」と呼ばれる、高率の穀物関税を特徴とする農業保護関税の成立に漕ぎつけた。[15]

このＢｄＬの地域的基盤はドイツ北東部に置かれていたが、ドイツ保守党と結びついたことによりテューリンゲンやザクセン、ヘッセン、フランケンといった地域でもその影響力を行使できた。結成時には約十五万人だった成員は一九一四年までに三三万人に増加し、他の農業団体を圧倒する規模に成長した。その成員の大半は中小農だったが、指導的地位は大地主が占め、農民に限らない農村大衆を動員できる影響力を有していた。[16]

しかし、戦争と革命によって状況は大きく変わっていくことになる。革命によって各地にできたレーテでは工業労働者が権力の座に就き、農民の参加はごくわずかであった。階級闘争が農村にも持ち込まれたことに加え、ユンカーの土地所有関係や農村の伝統的価値体系が崩壊の圧力にさらされ、従来の支配関係が揺らいでいった。最大の農業団体としてＢｄＬは反革命に動くも、一九一九年の国民議会選挙でＤＮＶＰ支持にむけた動員が不十分な結果に終わり、従来の伝統的なパターナリズムによる統合が疑問視されはじめた。この動員の失敗はユンカーや大地主の影響力が弱まったことの表れと見なされ、ＢｄＬ議長のコンラー

ト・フォン・ヴァンゲンハイムは、「［本部の置かれた］ここベルリンからのみ人々を率いるには、ＢｄＬは大きくなりすぎた。我々はきっと個々の州の希望や要求を考慮する必要がある」と影響力と組織規模の不釣り合いな現状を述べ、変化の必要性を感じ取っていた。[17] そうした中、革命による大地主の指導的役割の動揺に加え、戦後も続いた統制経済への抵抗や、農業勢力の結集を動機として新たな動きが生じる。その動きの中から結成されたのがドイツ農村同盟（Deutscher Landbund）であり、ＢｄＬと対照的に地方に重きを置く分権的な構造と、農村大衆の職能身分的な発展を掲げる組織であった。農村同盟は主に中小農の利益を代表し、経営規模による権利の差はないとしていたが、実際に指導的地位にいたのはＢｄＬと同じく大地主であった。[18]

従来の方針でうまく立ちいかなくなるにあたり、ＢｄＬ内では農村同盟を組み込んだ新組織の形成が有力な選択肢として出現した。合同については両組織から批判の声がなかったわけではないが、交渉の末に農村同盟の名称と分権的構造が採用され、一九二一年にＲＬＢとして合同することとなった。[19] 指導部の役職や活動路線においてはＢｄＬの要素が残されたものの、集権的構造が改められたという重要な性質の変化がこの時になされた。

ＲＬＢの地域的重点はＢｄＬと同様にドイツ北東部も含まれるが、農村同盟と合流したことでヘッセンやバイエルン、ラインラントなど、ＢｄＬが十分に参入できなかった南西部にも影響力を拡大した。ヘッセンやバーデン、ヴュルテンベルクのような農民経営の強い地域では農民層が指導的地位にいることもあったが、全国組織としては依然として大地主が指導的地位を占めていた。[20]

政党との関わりにおいてＲＬＢは中立を主張してはいたが、実際には明白な傾向があった。ＢｄＬとドイツ保守党の関係を引継いでＤＮＶＰが最も関係が深く、ＤＮＶＰの進出が弱い地域ではドイツ国民党（以下ＤＶＰ）が次点に並んだ。ＲＬＢ指導部でもこうした政党とのバランスが反映されており、発足時はＤＮＶＰ寄りのグスタフ・レジケと、ＤＶＰ寄りのカール・ヘップが代表に就いた。ヘップは一九三〇年まで就任し、レジケの後任であるカルクロイトはＤＮＶＰに所属していたため、一九二八年に純粋な農業政党ができるまではＤＮＶＰとＤＶＰの二大右派政党がプロテスタント農村と国政をつなぐパイプ役だったと言えよう。しかしＤＶＰは工業界とのつながりのほうが強く、グスタフ・シュトレーゼマン主導の外交が展開されていく一九二四年以降は、工業寄りの政策のために農業界からの支持を失いつつあったことから、相対的安定期の農業利益代表者はＤＮＶＰが存在の比重を増していった。[21] 一九二四年にはＲＬＢのうち国会議員となっている人数について、全六四人のうちＤＶＰ所属が四人だったのに対し、ＤＮＶＰには四四人が所属していた。[22]

（3）ドイツ・スペイン間の通商関係

スペインは農業従事者が非常に多く、その割合は世紀転換期で約六五％、一九二〇年でも約五七％にのぼっており、圧倒的な農業国だった。[23] ドイツがスペインから輸入していた農産物は果物やワインが大きな比重を占めていたが、特にワインに関して、従来スペインにとって主要な輸出先だったフランスが大戦後に関税率を引上げたために、代わりの市場としてドイツが注目され、表１が示すようにドイツはスペインからのワイン輸入を増やしていた。[24]

ヴァイマル期でも独西間ではワイン交易が重要になるのだが、大戦後

のドイツのワイン用ブドウの産地を確認すると、表2が示す通り、その大半がプロイセン西部のライン川流域・ライン左岸地域、およびドイツの南部に集中していた。これらの地域は、中央党と結びつくカトリック農村もあるものの、DNVPやRLBが拡大したことで影響力を及ぼすことができた地域でもあった。

帝政期のドイツが保護貿易に転じるのと同時期、スペインも関税保護を強めていった。一八九一年にカタルーニャやカスティーリャの大農業者が結集して保護関税要求を強め、一八九二年より極度の保護関税が適用されることとなった。一八九八年の米西戦争の敗北で海外植民地を喪失したスペインはその後、国内市場の強化へと舵を切り、一九〇六年にはさらに保護を強めた関税が成立した。

保護を強めるスペインは一八九二年より、それまでの通商条約を破棄して新保護関税率のもとで締結しなおす方針をとっていた。独西間の通商条約は一八八三年七月に結ばれていたものの、この方針により破棄されたが、スペインの関税率はドイツの輸出利益には受け入れがたいとされ、両国間の通商条約が結ばれないまま関税戦争状態にあった。しかし、米西戦争の結果に乗じてスペインに反乱を起こし統治が困難になったカロリン諸島を、スペインがドイツへ売却したことを契機として、両国の関係は好転した。一八九二年関税が障害となったために互恵最恵国待遇に基づく暫定協定という形にはなったが、一八九九年に独西間の通商協定が結ばれた。ところが、スペインで一九〇六年にさらに極度の保護関税が成立すると、ドイツ側の猛反発を招いた。ドイツは交渉の末、一九〇六年関税の適用前に一八九九年の協定を六ヶ月延長することをスペインに承認させ、翌年にもさらに延長を認めさせる暫定協定を結んだ。その延長については期限の合意がなされないまま第一次世界大戦を迎え、交渉ができずに同協定が一九二一年まで適用されることとなった。[27]

大戦後、スペインは自国産業の保護を名目に通商条約の破棄を再開した。独西間の通商協定は一九二二年末に破棄され、一九二三年一月には暫定通商協定が結ばれたが、スペインはこの間に新たな保護関税を成立させており、五月にはハイパーインフレの昂進によって価値が暴

	1900 年	1910 年	1913 年	1923 年	1924 年	1925 年	1926 年	1927 年
総輸入量	753,000	1,184,410	1,320,060	290,740	747,890	1,325,710	695,460	1,359,860
うちフランス	328,920	454,530	413,807	14,063	143,455	232,142	165,307	297,028
うちスペイン	133,980	274,550	506,918	55,667	200,725	713,717	374,928	653,537
うちイタリア	87,960	134,300	50,010	15,429	46,118	142,820	66,361	130,504

表1：ドイツのワイン輸入量（単位：ドッペルツェントナー dz=100kg）[25]

		1922 年	1923 年	1924 年	1925 年	1926 年	1927 年
プロイセン		682,280	110,760	536,188	427,280	182,657	311,946
内訳	ラインガウ・ライン地域	117,466	16,447	59,412	107,101	25,296	44,660
	モーゼル・ザール・ルーヴァー	469,415	70,092	378,603	222,135	131,913	224,122
	ナーエ地域	68,534	20,349	88,698	78,459	21,055	36,660
バイエルン		1,001,296	223,279	534,768	352,368	332,848	611,755
ヴュルテンベルク		400,678	134,902	65,596	168,420	42,869	89,273
バーデン		806,596	173,507	258,559	285,241	293,556	179,959
ヘッセン		515,338	148,592	406,442	354,254	135,830	232,352
ドイツ国 全体		3,406,188	791,040	1,803,954	1,590,941	989,343	1,427,619

表2：ドイツ国内のワイン用ブドウ収穫量（単位：ヘクトリットル）[26]

落したマルクに対する外貨関税を課す措置が講じられた。同年九月にはミゲル・プリモ・デ・リベラの軍事独裁体制が成立し、国家介入主義に基づく保護主義的な経済政策が実践され、保護は一層強まっていった。[28]

3　独西通商条約交渉

（1）交渉の本格化

一九二三年の暫定協定は翌年の六月三十日が期限と定められており、ドイツは正式な通商条約の締結に向けてスペインとの交渉に臨んだ。[29] しかしその交渉は、駐マドリード大使のエルンスト・ラングヴェアトが、通商条約交渉の予測は「果てしなく困難」と外務省へ書き送るほど見通しが立たなかった。また彼は、一九二二年にイギリス・スペイン間の通商条約が結ばれたことを受けて、とりわけ最恵国待遇が問題となるとも記している。通商条約の締結にはスペイン一国のみが問題とはならず、他国との通商関係も考慮する必要があり、ラングヴェアトはフランスとイギリスから抵抗に遭うことを懸念した。[30]

外務省が主導していた通商条約交渉は、まずドイツ国内で、農業利益に立つ食糧農業省の抵抗にあった。一九二三年八月四日の閣僚協議で食糧農業省次官カール・ハインリツィは、外務省の見解はドイツのワイン業農家の生活利益と一致しないと批判した。このような対立は閣内にとどまらず、九月五日にはブレーメンの州政府委員会が首相のシュトレーゼマン（ＤＶＰ）に宛てて、当時の食糧農業相ルター（無所属）のせいで輸出利益、ひいては経済生活全体に大きな意義のある条約が結べなくなると抗議している。[31] 農工間の対立は、以後も利益団体による国会の外での抗議の応酬という様相を見せることとなる。

プリモ・デ・リベラが政権を樹立した頃、ドイツではハイパーインフレで暴落した通貨が安定に向かっており、対スペイン輸出の妨げとなる外貨関税の廃止が議論の対象となった。外務省は一九二四年二月七日、工業製品のスペインでの販売が停滞していることを挙げて、スペイン市場の保護を名目とした外貨関税を廃止するようマドリードの大使館に書き送った。ラングヴェアトはプリモ・デ・リベラと交渉した際に、スペイン工業界の反対から外貨関税を含めた条約交渉が先行き不透明であるとの印象を記していたが、スペインは同年七月に対独ワイン輸出での譲歩が得られるならば、外貨関税の廃止と関税引下げをする用意があるとの姿勢を見せた。[32] しかし、ドイツのワイン業農家にはそのような譲歩は認めがたいものだった。六月二十一日のＲＬＢによる政府への要求では、戦時中に停止されたままの農業関税とは対照的な工業保護の現状を挙げて、農産物にも工業と同様の保護を求めている。[33] 以降は対スペイン交渉の争点として、ワインが一層重要となっていく。

一九二四年七月二日、第二次ヴィルヘルム・マルクス内閣でスペインとの通商条約が議論され、条約は必須で大きな利益があるものと見なされてはいたが、ワイン関税については意見が分かれた。当時の食糧農業相ゲアハルト・フォン・カーニッツ（無所属、元ＤＮＶＰ）はワイン関税によってワイン業農家の状況が悪化すると批判し、財務省次官ハインリヒ・ツァプフ（ＤＶＰ）は提案されていたワイン税について反対の声を上げた。他方、労働相ハインリヒ・ブラウンス（中央党）はスペインへの工業品輸出を増やさねば賠償金を支払えないと主張し、プロイセン通商省部局長のロベルト・ゾマー（ＤＶＰ）も条約締結を支持した。ただし、ゾマーは一方で農業負債問題におけるワイン業農家への負担軽減を認めるべきとも述べている。[34] 国会での議論が進まないなか、条約の

ない期間を埋めるべく七月二十五日にマドリードで暫定通商協定が結ばれた。七月三十日にはドイツでも外務省が暫定協定の承認を提案し、カーニッツの代理として出席した食糧農業省部局長エーリヒ・ホフマンは反対を表明したものの、賛成多数で閣議承認された。[35] 翌日の関係閣僚協議で、カーニッツは赤ワイン関税が現行の一ドッペルツェントナーあたり六〇マルクから二〇マルクへ引下げられるのは耐えられないとして条約反対を叫んだが、協議では七月三十日の決議の変更はできないと結論づけられた。カーニッツと占領地相アントン・ヘーフレ（中央党）の抵抗にもかかわらず、八月十九日の閣議で暫定協定の変更不可が再び確認され、八月二十五日には賛成多数で通商協定に関する法案が承認された。ただし、法案は会期中の可決には至らずに国会は解散した。[36]

一九二四年七月の暫定協定締結を機に、ドイツのワイン業農家の反対が激しくなった。プロイセン州のワイン業団体の代表者に加え、カトリック系のドイツ農民協会（Vereinigung der deutschen Bauernverein）のアンドレアス・ヘルメス（中央党）が内閣府に現れ、協定によって九〇％のワイン用ブドウ栽培地所有者や五〇万の世帯が破滅すると抗議した。八月半ばにはロンドンにいた首相マルクスのもとへ、コブレンツやトリーア、モーゼル・ザール・ルーヴァーといったドイツ各地のワイン産地の代表が抗議の電報を送った。十月にはバイエルン州政府までもがワイン関税への反対意見をマルクスに伝えている。[37]

暫定協定の破棄要求は、並行して進められていた独仏交渉によって喫緊の課題となった。互恵最恵国待遇を盛り込んだ形で独仏通商条約が結ばれれば、スペインの低い関税率がフランスにも適用され、ドイツのワイン産業は大打撃を受けることが予想された。[38] 十月二十九日にこの問題が閣議で取り上げられ、カーニッツの即時破棄要求は外務省や経済省の反対で否決されたが、対仏交渉の経緯によって判断すると決定された。しかし対仏交渉は進展せず、首相マルクスは自党（中央党）の票田であるワイン業農家を考慮して、一九二四年十二月選挙の前にワイン関税に関する決定を避けたため、条約が結ばれないまま、すなわち暫定協定を維持したまま政権は次の第一次ルター内閣へと移った。[39]

（2）ドイツ国家国民党の入閣

一九二四年十二月選挙の後の組閣にあたり、ハイパーインフレの解決に功のある財政専門家のルター（無所属）が各党との折衝を行い、議員団との密接な提携なしに信任者を専門閣僚に任命する専門家内閣が成立することとなった。こうして一九二五年一月十五日に発足した第一次ルター内閣の閣僚にはＤＮＶＰからも選ばれた。内相にマルティン・シーレ、財相にオットー・フォン・シュリーベン、経済相にアルベルト・ノイハウス、副首相にオスカー・ヘルクトが就き、議会におけるＤＮＶＰの立場は決して弱くないものだった。[40] 国会が開かれ再び議論の場が設けられたことで、条約締結を要求する工業界とそれに反対する農業界、特にワイン業農家との対立は激化していった。しかし、農業利益に立つＤＮＶＰや中央党だけでなく、工業界と関係が深いＤＶＰやドイツ民主党（以下ＤＤＰ）からも条約の反対意見があり、逆にＤＮＶＰ内にもいた工業派は条約に賛成していたことから、事態は複雑であった。[41] そのため、国会の本会議での議論は避けられ、委員会での調整に委ねられるようになる。一月二十一日の閣議では、ノイハウスが対スペイン通商条約の批准に関する法案を委員会に委ねることを提案し、直ちに特別委員会が新設された。[42]

外交を主導するシュトレーゼマンは、条約締結への賛成多数が見込

めないことを調査によって確認した。彼による二月九日の閣僚協議での報告によれば、「中央党の約半数、DVPから8人、DNVPの大多数、ワイン業農家の利益に立つバイエルン人民党（以下BVP）もまた同様［に大多数］、さらにドイツ社会民主党（以下SPD）や一部のDDPが条約に反対を投じるだろう」とある。[43] 農業問題においてDNVPが強硬姿勢を取ったとはいえ、DNVPばかりを条約成立の障害と見ることはできない状況にあった。そこでシュトレーゼマンは各政党や委員会に働きかける方針を採り、中央党との協議や委員会において、条約締結のために政府によるワイン業農家への救済措置を考慮するようになった。二月十五日の閣僚協議でこの救済措置について議論されるも、引続き食糧農業相を務めるカーニッツはその措置案には膨大な額が必要と否定的で、シーレとシュリーベンも同調した。ただしノイハウスは、通商条約についての議論は後回しにすべきとのシーレの意見には、関税戦争状態を恐れて反対している。[44]

シーレが優先すべきとした議論の一つには、関税法改正が挙げられていた。関税自主権の回復に際して、自前の関税表を作成することが議論されたが、農業界は保護関税の実現を期待して政府に働きかけた。そこで目指されたのは一九〇二年のビューロ関税の復活であり、一九二五年二月二十一日の閣僚協議ではカーニッツやシーレが農業保護関税を主張して、農業関税を経済計画の一部に組み入れることを全会一致で認めさせた。それを踏まえた三月三日の閣議ではジャガイモ、石炭、木材、ワインの関税が他の品目に先立って議論されている。[45]

ワインへの言及は、一九二五年にRLBのカルクロイトとヘップが連名で首相ルターに書き送った内容にも表れていた。以下、その引用である。

ドイツ経済政策の目的は、以下のようであるべきだ。一、ドイツの食品の自由を勝ち取るため、すなわち外国の輸入がなくても国民が生きられる可能性を創出するための、農産物の増産をすること。二、多様な困難があろうとも、平和を脅かすことのない範囲でできるだけ、輸出を増やすこと。三、奢侈品を抑制すること。貧しい国民が彼らの物質的状況に反するほどに奢侈品の消費を顧慮することは、避けられなければならない。戦前と比べてトロピカルフルーツや外国産ワイン、絹織物、その他必需品ではない品々の消費が増えたことは、ドイツの貧困を加速させた。［…］輸入は必要な原料に限られるべきである。[46]

このようにRLBは国産ではなく輸入ワインに対して攻撃しており、それはドイツ国民の貧困やアウタルキーの観点からなされていた。つまり、RLBにとっては外国からのワイン輸入は実利面だけでなく思想面でも望ましくないものとされていた。穀作を主とするエルベ以東の勢力が有力な団体とされるRLBが、西南部を中心とするワイン利益に関与することについて、そのような理由もあったことは強調しておく必要がある。

また一九二五年二月二十一日の閣僚協議では、ルターによってある問題が提起されていた。すなわち、交渉では外務省が経済問題を扱っており、政府中央における経済問題の統合が欠けているため、中央の指導が必要であるとした。シュトレーゼマンも現在の組織では要求のすべてを考慮できないと述べ、二十三日には専門委員の設置が必要との合意がなされた。[47] 三月九日の閣議での承認を経て、外務省設置の通商政策委員会が三月二十五日に発足し、通商政策に関連する閣僚は外相を除いて

ＤＮＶＰ系の閣僚で占められていたから、ＤＮＶＰおよび農業界の要求が無視できない組織となっていた。これにより、農業分野を犠牲にした条約交渉が進められることに歯止めをかけ、かつ外務省の権限を各部局に分散することができ、ＤＮＶＰ閣僚にとっては重要なことが実現された。[48]

一方で、ＲＬＢはこの委員会の成立過程を警戒の目で見ていた。政府が自由貿易路線をとることをなおも警戒するＲＬＢは、一九二五年三月十九日にルターら政府代表との間で通商政策委員会に関する会談を行った。ＲＬＢ会長のヘップは農業を重視しない外務省の方針を批判し、外務省ではなく内閣府に通商政策の中心が置かれるべきと主張した。また、幹部のカルクロイトは貿易収支の赤字を理由に余分な輸入の阻止、および保護主義的な農産物輸入制限を提言した。しかし、どちらもルターは強硬姿勢でもって反論し、最終的にはルターの説得にＲＬＢが屈する形に終わった。なお、この通商政策委員会は審議の内容を一般に知らせない秘密主義の下で運営され、特に経済的利益団体には隠されたため、経済界の介入は少なくなった。北村は、この委員会によって官僚たちの間で利害対立が調整されたことで、第一次ルター内閣における通商条約政策における政策決定能力が高められたと評価するが、同時に農業界の圧力を受けた政府の次元では依然として合意形成は困難だったことも認めている。[49]

一九二五年三月二十一日の国会委員会では、カーニッツが締結後に農業支援を約束することで条約賛成の姿勢を示すも、四月一日の国会委員会で締結に対して反対多数となっており、授権法による法案通過が選択肢として浮上するほど議論は難航していた。[50] ところが、四月末にＤＮＶＰの態度は一変する。四月二十八日の閣議では、ＤＮＶＰは農業関税で譲歩し、同時に進められていた独仏通商条約交渉でワイン関税の最恵国待遇を要求しないことを示した。五月後半にはより譲歩の姿勢を見せるようになり、五月二十日の党首脳間協議でＤＮＶＰのヴェスタルプは、帝政期からの通例とも言えるような条約締結後の破棄という方針が採られ、与党の農業派がみな受け入れるならば、ＤＮＶＰの賛成はおそらく可能と述べた。[51]

また、先行研究では触れられていない事例として、五月二十二日にノイハウスが内閣府へ以下のように書き送っていたことも重要である。

> 党の指導者たち、［…］とりわけヴェスタルプにとってはっきりと分かるのは、スペインとの通商条約が失敗し、特にＤＮＶＰが汚名を被ることになれば、少なくとも連立がかなり危ぶまれること、我々がスペインとの関税戦争に至り、スペインが協商国陣営に向かってしまうことだ。［…］今すでに立ち入っている批准の延期は、まさしく望ましくない不都合な事態をもたらすに違いない、なぜならばスペインの独裁の廃止が差し迫っており、スペイン議会で批准書の交換前に事細かな検討が必要となることが見込まれるからだ。[52]

ノイハウスはスペイン情勢に緊急の事態を見ていたが、それはモロッコ政策に関することと思われる。世界大戦勃発以前より、スペインはモロッコ侵攻に際して現地のリーフ人による抵抗に遭っていた（リーフ戦争）が、スペインは一九二一年に「アンワールの破局」と呼ばれる軍事的敗北を喫し、それによる混乱に対処できずプリモ・デ・リベラのクーデターを招いていた。そして一九二五年五月時点、スペイン軍は単独で

の軍事行動を起こせず、リーフ人との交渉も行き詰まった状況にあった。ただし後知恵にはなるが、五月末から六月にかけてのフランスとの会談で軍事協力が約束され、戦争をスペイン・フランス側の勝利で終えている。[53] プリモ・デ・リベラ政権は結局一九三〇年まで続いたのだが、ノイハウスが書き送った時点では、スペインの政局が混乱する前に一旦締結してしまおうという意図があったと思われる。ノイハウスは条約に反対していたDNVP、中央党、BVPが賛成に回る必要に迫られているとも記し、翌二十三日の閣僚協議では反対派のSPDを除いて条約交渉を急ぐことが確認された。[54] 緊急の状況にあって工業界は農業支援に向けて歩み寄る姿勢を見せ、条約はのちに破棄することを前提としていたこともあって、ワイン業農家も抵抗を弱めた。機関紙上でスペインとの条約に猛反対していたRLBも、沈黙して事態を見るようになった。五月二十六日の関係閣僚協議ではBVP以外の各政党が賛成多数を示し、翌二十七日には独西通商条約が内閣で承認された。[55]

スペインとの条約においてDNVPが譲歩を示した背景には、農業救済措置や関税表法改正、税制改革など、農業界を含む支持層の利益の実現と引換えという戦略的理由もあった。オーネツァイトはこれをDNVPの「連立理性（Koalitionsräson）」と表現しており、DNVPが交渉能力を持ち合わせた連立パートナーとして振舞えたことを強調している。[56] さらに、党の重鎮ヴェスタルプが連立を危険にさらさないようにしており、ノイハウスがスペイン情勢を挙げて譲歩を訴えていたことからも、体制内化されたと言えるDNVPの姿が伺えよう。

（3）利益団体との調整

一九二五年十月にはDNVPが連立を抜けるため、同党に着目した研究では独西通商条約交渉の叙述は前節までの時点で終わってしまうが、条約締結は再交渉を前提とするもので、最終的な決着を見ていない。以下では交渉に関わり続けた利益団体を中心に分析し、条約交渉全体から見える意義を論じる手がかりを提示したい。

政府は一九二五年五月二十七日の独西通商条約（以下、旧条約）承認後、その破棄を前提として新たに結び直す通商条約でより有利な条件を実現すべく交渉に臨んだ。しかし六月二十一日より始まった新条約交渉では、スペインはドイツに対してほとんど譲歩を示さなかった。マドリードのドイツ通商代表団の警告にもかかわらず、妥協がなされず七月十六日には旧条約の破棄が正式に決められた。破棄は三ヶ月の期間を置いて十月十六日にされることとなり、その間に新条約の交渉は進められたが、八月にはスペイン工業界が対独輸入は自らの利益にならないとして強く抵抗し、交渉が打切りとなった。スペインが交渉再開の姿勢を見せたのは十月であり、十月十二日に代表団がマドリードへ向かうが、数日で交渉がまとまるはずもなく期日を迎え、条約も暫定協定もない状態となってしまった。[57]

独西関係はさらに悪化する。十月三十一日には、旧条約よりも高いワイン関税を定めたイタリアとの通商条約が結ばれたが、ドイツは発効日の十二月十五日までは暫定協定として、スペインには認めずにいる旧条約と同じ関税率をイタリアに認めた。スペインはこれを自国に対する関税差別と捉え、十一月五日よりドイツ品に対する八〇％の関税率引上げという措置を取り、両国は関税戦争状態に入った。しかしスペイン農業界がこれに耐えられなかったため強硬姿勢は長続きせず、十一月十八日には六ヶ月を期限とする暫定通商協定が結ばれた。[58]

この間の十月二十五日、国際連盟加入やロカルノ条約締結など、共

和制を承認する政策に反対するナショナリストたちの声に押され、DNVPは連立から抜けることとなった。これにより政府は少数派内閣となり、連立拡大についての交渉も成功せず、一九二六年一月に発足する第二次ルター内閣では第一次内閣からDNVPを抜いた形のままとなった。この時、DNVP系閣僚の後任は経済相ユリウス・クルティウス（DVP）、財相ペーター・ラインホルト（DDP）と自由主義政党から任命され、食糧農業相はハインリヒ・ハスリンデ（中央党）に代わったものの経済面での重要ポストが工業利益に近くなった。与党内では工業品輸出のためにスペインのワイン関税要求を受け入れる用意をした外務相（シュトレーゼマン）・経済相・財務相と、中央党から任命された食糧農業相・占領地相（マルクス）との対立構図となり、野党になって譲歩の必要が弱まったDNVPが中央党に味方した[59]。

一九二五年十二月にはDNVPや中央党が対スペイン交渉について、独伊通商条約でのワイン関税率を最低ラインとすることを決定した。それを踏まえ、ワイン業農家をはじめとする農業界は、独伊通商条約を下回らないような関税を実現させるべく首相ルターや食糧農業相などへの訴えを繰り返した。抗議はときに暴力的なものに発展し、その最たる例が一九二六年二月に発生した、ライン川に連なるモーゼル川沿いの町ベルンカステルでの暴動だった。安価な輸入ワインの流通や、ワイン税負担によって困窮に陥っていたワイン業農家が税務署を襲撃したこの暴動は、ワイン税の廃止を訴えており、その結果として四月一日に失効させることに成功した[60]。独伊通商条約を下回らないワイン関税という要求は、ベルンカステルの暴動を経て無視できないものとなっていた。なお、旧条約、独伊通商条約、スペインの要求、および一九二六年三月二十五日の外務省の通商政策委員会案でのワイン関税率は、表3のとおりであった。委員会案はまだ独伊通商条約を下回ってはいたものの、スペインの要求よりは概ね高く、旧条約よりも改善されていることが分かる。

その間、工業界も輸出利益のためにスペインとの通商条約を締結するよう、首相への要求を続けていた。ワイン業農家の抵抗を受けて工業界は締結に向けた結束を強めてお一九二六年三月九日にスペインがドイツの化学工業への部分的禁輸措置を課したことや、前年十一月に結ばれた暫定協定の期限（五月十八日）が近づいていたことから、輸出産業からの即時締結への圧力は強まっていった[62]。

また、批判は協議の方法にも及んでおり、DDPのフーゴ・マイヤーは対スペイン交渉について国会で次のように述べた。

> 我々の意見では、事前に再度の通商条約委員会の公聴会をせずに［旧条約の］破棄がなされるのは許されない。［…］国会の本会議では破棄について一言も話されず、政府から独立して取り組まれていたが、私の意見では、こうした取決めは国会の本会議でのみなされうるのであり、委員会協議という暗闇においてではない[63]。

閣僚のみで決められる通商政策委員会を、マイヤーは「暗闇」と例えて批判したのであった。

	赤ワイン	白ワイン	デザートワイン
旧条約	20	30	25
独伊通商条約	32	45	32
スペインの要求	25	40	26.5
委員会案	26.5	42.5	26.5

表3：対スペイン交渉に関するワイン関税率（単位：ライヒスマルク /dz）[61]

その後の一九二六年三月三十日、首相ルターを交えて農業と工業の代表者協議が開かれた。そこには農業代表としてＲＬＢのヘップやＤＮＶＰ党員でもあるカルクロイト、オルデンブルク農民協会会長などを務めるアウグスト・クローネ＝ミュンツェブロック（中央党）、ドイツ農業会議のエルンスト・ブランデスが参加しており、協議の結果、政府への助言をする新たな委員会の設置が決定された。この委員会には国務次官のほか、各種団体の代表者やワイン貿易の専門家が参加し、利益団体による調整が進められた。[64] 第一次ルター内閣下で外務省の通商政策委員会が利益団体の影響を排する形で発足したのとは対照的に、この対スペイン交渉においては利益団体間の利害調整をすることで、政策実行能力を高める意図があったと言えよう。

スペインとの条約をめぐり、一九二六年四月には非常に多くの団体が首相ルター宛に電報で要求を突き付けた。農業での争点はやはりワインであり、その利益を連立与党で代表していたのは中央党であったが、職能的だけでなく宗教的にも団結するカトリック農村の利益以外は、不利な条件に置かれることもあった。例えば、プロテスタント農村の利益代表であるＲＬＢは四月三十日に首相ルターに宛てて、次のような抗議を書き送っている。

> ＲＬＢにとって重要なのは原理的問題、農業全体にとって当てはまるものである。このひと月の通商政策は、一部の農業部門（ワイン、果物、野菜、馬）を代償の的にした。農業は一つの全体を成すのであって、さもなければ、ある農業者が別の農業者の利益をさらうことになるだろう。[65]

遅くとも条約に署名すべきとされていた四月末が近づくと、[66] 工業界の姿勢に変化が現れた。一九二六年四月六日にドイツ工業全国連盟のアブラハム・フローヴァインは農業界の条約拒否に抵抗しつつも、条約が結ばれなければ工業界が反農業の運動を起こす恐れがあるとルターに書き送った。また彼は、一般的な農業保護には賛成だとも述べていた。[67] 暫定協定の期日が迫る中で、独伊通商条約の関税率を下回らないようにするとした決定に基づいて締結へと向かっていった。輸出利益にとっては望ましくない条件であったことから反対意見が出たが、それが投票において表出することはなかった。例えば、ＤＤＰ内ではそのような条約案が批判されつつも賛成が圧倒的多数であり、同党のマイヤーは好ましいと思うからではなく関税戦争よりは良いからだとして条約案に賛成を示した。[68] さらにＤＶＰのエルンスト・ハムケンスは五月十八日の国会で、条約交渉ではどの側にも犠牲があったとしつつも、「これまでの通商条約交渉の締結に際して、この犠牲は農業の一方にばかりもたらされてきたという考えを放棄することはできない」と述べた。[69] 工業寄りの政党から農業界に歩み寄る発言が現れ、パンツァーはこれを工業代表による「自責（Selbstbezichtigungen）」と表現している。[70] このような工業界の妥協のもとで五月二十一日に法案が成立し、独西通商条約が結ばれることとなった。

4　おわりに

本稿では対スペイン通商条約交渉を、農業利益という観点から分析した。そこから明らかになるのは、以下の二点である。一つは、反共和国という理念のみでは捉えられないＤＮＶＰ像である。ワイン関税が争

点となったのは、農業利益代表のＤＮＶＰやＲＬＢが帝政期からヴァイマル期にかけての変容のなかで、ワイン用ブドウの生産地に影響力を拡大したからであり、ＤＮＶＰを「ユンカー政党」などのステレオタイプで捉えては見落とされる側面によるものであった。条約交渉においては、各種農業利益団体がワイン関税や最恵国待遇の問題で激しく反対を表明していた。しかし、与党となったＤＮＶＰは必ずしも反対を貫いたわけではなく、連立の崩壊を避けるべく国内外の状況から判断して妥協点を模索する姿勢も見せていた。ヴァイマル期研究では、アクターの妥協能力の有無がしばしば指摘されている[71]。本稿で見たように、相対的安定期にはＤＮＶＰは政治的実践において妥協能力を発揮しており、フーゲンベルク下のＤＮＶＰとは異なる印象が与えられる。ただし、こうした実践の蓄積が党内の急進的右派との分裂を招いたことも事実である。今後の課題として、その実践が持つ限界についての議論もあわせて必要となる。

もう一つは、政策決定における利益団体の関わり方である。ワイン関税交渉の推移について、一九二五年には混乱必至として本会議での議論は避けられ、委員会を中心に閣僚のみで調整が行われたが、連立の危機となる局面を除いて合意はなされず、再交渉の段階でも条約に反対する農業界と即時締結を求める工業界それぞれから不満の声が叫ばれた。その一方で、一九二六年の締結においては暫定協定の期限が切れる直前に、政府は利益団体間の調整を行う委員会の設置を決定し、農工間の妥協のもとで独西通商条約を締結することができた。内容が各団体にとって真に満足のいくものかはさておき、対スペイン交渉においては利益団体を政策決定の場に招くことで利益の調整や対立の調停が進み、政府は政治的成果を上げることができたのであった。ここから、メイヤーの古典的研究における「団体主義的安定（Corporatist Stability）」が想起されよう。それは飯田が整理するに、「ブルジョワの利益をより優先的に反映した、しかも議会での決定ではなく組織化された利益団体間の取引や連携が実質的な重要性をもつ」とされる政治の理念型である[72]。この観点から利益団体間の妥協について可能性と限界の考察を実証的に深めることも、ヴァイマル期の安定を分析するための課題として見落とせない。

注

（1）Vgl. Manfred Kittel, „,Steigbügelhalter“ Hitlers oder „stille Republikaner“? Die Deutschnationalen in neuer politikgeschichtlicher und kulturalistischer Perspektive“, in: Hans-Christof Klaus / Thomas Nicklas（Hrsg.）, *Geschichte der Politik: Alte und neue Wege*, München 2007, S. 201-235; Ivo van Donselaar, „Führer ohne Volk: Alfred Hugenberg und seine Weltanschauungspolitik in der Weimarer Republik“, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft* 69, 2021, S. 807-827; 熊野直樹「ヴァイマル末期におけるドイツ国家国民党――全国農村同盟との関係を中心に」『現代史研究』三八、一九九二年、一―一六頁；同『ナチス一党支配体制成立史序説――フーゲンベルクの入閣とその失脚をめぐって』法律文化社、一九九六年。

（2）Thomas Mergel, „Das Scheitern des deutschen Tory-Konservatismus: Die Umformung der DNVP zu einer rechtsradikalen Partei 1928-193“, in: *Historische Zeitschrift* 276, 2003, S. 323-368.

（3）ファン・リンス（横田正顕訳）『民主体制の崩壊――危機・崩壊・再均衡』岩波書店、二〇二〇年、七七―七九頁。[Juan J. Linz, *The Breakdown of Democracic Regiemes: Crisis, Breakdown and Reequilibration*, London

1978]´ pp.77-79; Thomas Raithel, „Funktionsstörungen des Weimarer Parlamentarismus“, in: Moritz Föllmer / Rüdiger Graf (Hrsg.), *Die »Krise« der Weimarer Republik: zur Kritik eines Deutungsmusters*, Frankfurt am Main 2005, S. 253-256.

（4） Daniel Zibratt, *Conservative Parties and the Birth of Democracy*, Cambridge 2017.

（5） Tim B. Müller, „Demokratie und Wirtschaftspolitik in der Weimarer Republik“, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 62 (4), 2014, S. 569-601.

（6） 拙稿「ヴァイマル共和国とドイツ国家国民党――「共和化」の検討」『クリオ』34´二〇二〇年´一六一二六頁。

（7） Vgl. Robert P. Grathwol, *Stresemann and the DNVP: Reconciliation or Revenge in German Foreign Policy 1924-1928*, Lawrence 1980; 北村厚「シュトレーゼマン時代におけるドイツ通商条約政策の政治過程――独仏通商条約交渉を中心に」『法政研究』73（3）´二〇〇六年´五八七―六一六頁。

（8） Arno Panzer, *Das Ringen um die deutsche Agrarpolitik: von der Währungsstabilisierung bis zur Agrardebatte im Reichstag im Dezember 1928*, Kiel 1970, S. 52-100.

（9） Manfred Dörr, *Die Deutschnationale Volkspartei 1925 bis 1928*, Marburg an der Lahn 1964, S. 350.

（10） Maik Ohnezeit, *Zwischen »schärfster Opposition« und dem »Willen zur Macht«: Die Deutschnationale Volkspartei (DNVP) in der Weimarer Republik 1918-1928*, Düsseldorf 2011, S. 305-306.

（11） Ohnezeit, S. 32.

（12） 大嶽草弘「ワイマール共和国における人民保守派（Ⅰ）――新保守主義の一試行」『史学』53（2´3）´一九八三年´六五頁。

（13） 木村靖一「ドイツ国家国民党――1918-1920年」『史学雑誌』77（2）´一九六八年´一八―二〇頁; Dörr, S. 51-52 (Anm. 20).

（14） Ohnezeit, S. 57-59.

（15） Stephanie Merkenich, *Grüne Front gegen Weimar: Reichs-Lanadbund und agrarischer Lobbyismus 1918-1933*, Düsseldorf 1998, S. 46-47.

（16） Dieter Fricke / Edgar Hartwig, „Bund der Landwirte (BdL) 1893-1920“, in: Dieter Fricke, et al. (Hrsg.), *Lexikon zur Parteiengeschichte: Die bürgerlichen und kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland (1789-1945)*, Bd. 1, Leipzig 1983, S. 242; Merckenich, S. 47-48.

（17） Fricke / Hartwig, S. 261-262; Merkenich, S. 49-54. 引用は一九一九年二月一七日のＢｄＬ通信（Merkenich, S.54）より。

（18） Merkenich, S. 34, 54-55, 71; 足立芳弘「初期ワイマール・東部ドイツにおける農業労働者の社会統合問題――フレミング「農業利害と民主主義」を手がかりとして」『農業史研究』23´一九九〇年´二一―二三頁。

（19） Merkenich, S. 57-70.

（20） Jochen Černý / Lutz Fahlbusch, „Reichs-Landbund 1921-1933“, in: Dieter Fricke, et al. (Hrsg.), *Lexikon zur Parteiengeschichte: Die bürgerlichen und kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland (1789-1945)*, Bd. 3, Leipzig 1985, S. 694-695; Wolfram Pyta, *Dorfgemeinschaft und Parteipolitik 1918-1933: Die Verschränkung von Milieu und Parteien in den protestantischen Landgebieten Deutschlands in der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1996, S. 291; Merkenich, S. 73-74.

（21） Černý / Fahlbusch, S. 692; Merkenich, S. 139-142.

（22） Merkenich, S. 151.

（23） Javier Loscertales, *Deutsche Investitionen in Spanien 1870-1920*, Stuttgart

2002, S. 21.

(24) Heinrich Becker, *Handlungsspielräume der Agrarpolitik in der Weimarer Republik zwischen 1923 und 1929*, Stuttgart 1990, S. 161.

(25) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich* 各年版より筆者作成。ここでの「フランス」はエルザス＝ロートリンゲン地域を含まず、大戦後の同地域からは一九二三年に139,600dz、一九二四年に221,210dz のワインを無関税で輸入している。

(26) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich* 各年版より筆者作成。

(27) Loscertales, S. 54-57.

(28) Loscertales, S. 57; Panzer, S. 52-53; 渡邊千秋「王政復古体制」関哲行・立石博高・中塚次郎編『スペイン史２――近現代・地域からの視座』山川出版社、二〇〇八年、八八―九一頁。

(29) Panzer, S. 54.

(30) *Akten zur deutschen auswärtigen Politik 1918-1945*,（以下ADAP）A7, Nr. 67, S. 142-144.

(31) Panzer, S. 53.

(32) *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik*（以下AdR）, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 244, Anm. 1 S. 855; ADAP, A9, Nr. 139, S. 364-367; Panzer, S. 54.

(33) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 230, S. 729-730.

(34) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 244, S. 855-857.

(35) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 266, S. 929-930.

(36) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 281, S. 975-976; Panzer, S. 56. 占領地省とは、一九二三年から一九三〇年まで設置された、連合国に占領された地域（ヴェルサイユ条約やルール占領による）に関する業務を専門に扱う省庁。

(37) Panzer, S. 57.

(38) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 315, Anm. 9, S. 1088.

(39) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 344; Panzer, S. 57-58.

(40) Ohnezeit, S. 285-286; 平島健司『ワイマル共和国の崩壊』東京大学出版会、一九九一年、二七―二八頁。なお、ノイハウスとシュリーベンは国会議員団に属していなかった。

(41) Ohnezeit, S. 303; Panzer, S. 59.

(42) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 4, S. 8-9.

(43) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 23, Anm. 1, S. 87.

(44) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 23, S. 87-88; Panzer, S. 60.

(45) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 26, S. 100-102; Nr. 37, S. 138-140.

(46) Wege zur Aktivierung der deutschen Wirtschaftsbilanz. Die Vorschläge des Reichs-Landbundes, 1925, S. 7 (Zitiert nach Merkenich, S. 197).

(47) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 26, S. 102-103.

(48) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 42, S. 153; 北村、五九九―六〇〇頁。

(49) 北村、六〇一―六〇三頁。

(50) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 60, S. 216-218; Panzer, S. 60-61.

(51) Panzer, S. 64.

(52) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 90, Anm. 4, S. 299.

(53) 深澤安博「アブド・アルカリームの恐怖――リーフ戦争とスペイン政治・社会の動揺（1921-1926年）」（中）『茨城大学人文学部紀要』43、二〇〇四年、二八―二九頁；同（下）『茨城大学人文学部紀要』44、二〇〇五年、九―一〇頁。

(54) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 90, S. 298-300; Panzer, S. 65.

(55) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 93, S. 305-306; Panzer, S. 65-66, 69.

(56) Ohnezeit, S. 305.

（57） Panzer, S.71-72.

（58） AdR, Luther I/II, Bd. 2, Nr. 225, Anm. 2, S. 867; Fritz Blaich, Der „Winzersturm von Bernkastel: Ursachen und Auswirkungen eines Steuerstreiks in der Weimarer Republik“, in: *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie* 33, 1985, S. 7; Panzer, S. 73-74.

（59） Panzer, S. 77, 83.

（60） Benjamin Ziemann, „Landwirtschaft und ländische Gesellschaft“, in: Nadine Rossel / ders (Hrsg.), *Aufbruch und Abgründe: Das Handbuch der Weimarer Republik*, Darmstadt 2021, S. 583; Blaich, S. 14-17.

（61） AdR, Luther I/II, Bd. 2, Nr. 330, Anm. 10-11, S. 1259-1260; Panzer, S. 76 より筆者作成。

（62） Panzer, S.73, 78.

（63） Verhandlungen des Deutschen Reichstags（以下 VDR）, III. Wahlperiode, 156. Sitzung, 9.2.1926, S. 5390D.

（64） Panzer, S. 78-79

（65） Panzer, S. 84, 91.

（66） AdR, Luther I/II, Bd. 2, Nr. 330, Anm. 10, S. 1259.

（67） Panzer, S. 80-81.

（68） Panzer, S. 85.

（69） VDR, III. Wahlperiode, 204. Sitzung, 18. 5. 1926, S. 7282A.

（70） Panzer, S. 86.

（71） Michael Stürmer, „Koalitionen und Oppositionen: Bedingungen parlamentarischer Instabilität“, in: ders (Hrsg.), *Die Weimarer Republik: belagerte Civitas*, Königstein, 1980, S. 250.

（72） Charles S. Maier, *Recasting Bourgeois Europe: Stabilization in France, Germany, and Italy in the Decade after World War I*, Princeton 2016 [1975], S. 355-356; 飯田芳弘「第一次世界大戦の衝撃と遺産」平島健司・飯田芳弘『改訂新版　ヨーロッパ政治史』放送大学教育振興会、二〇一〇年、一五〇―一五一頁。

※本稿はJSPS特別研究員奨励費（JSPS KAKENHI 22J23109）による研究成果の一部である。

（おかもと　ゆうき・東京大学大学院）